

平成 28 年 3 月 2 日

利用者の皆様へ

愛知県女性総合センター(ウィルあいち)
指定管理者 コングレ・愛知グループ

平成 28 年 4 月 1 日からの利用料金改定のお知らせ

平素は当センターをご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

より多くの皆さんに借りていただきやすくなるよう、「新しい利用料金の設定」及び「利用料金の改定」をいたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細は料金表にてご確認ください。

「新しい利用料金の設定」

「あいち女性輝きカンパニー」の利用を優遇します。

愛知県が認証した「あいち女性輝きカンパニー」が、女性の活躍をはじめ、男女共同参画の推進に関する活動に利用する場合の利用料金が優遇されます。(一般料金の2/3程度)

※登録にあたっては県への申請が必要です。

詳細は、愛知県の HP (<http://www.pref.aichi.jp/danjo/jokatsu/advance/authentication.html>)
をご確認ください。

「利用料金の改定」

①値上げの対象となる施設

大会議室(一般のご利用のみ)、宿泊室、駐車場

②値下げの対象となる施設

視聴覚ルーム、創作スタジオ、料理スタジオ、音楽スタジオ

③月曜日の利用料金の割引

ホール、大会議室、会議室1～7、セミナールーム1～6、視聴覚ルームの月曜日の利用料金を約10%割引します。

○値上げの対象施設となる、大会議室、宿泊室を平成 28 年 3 月 31 日までにご予約されている場合は、旧料金の据え置きとさせていただきます。

○値下げの対象となる施設、月曜割引に関してはご予約日に関係なく、平成 28 年 4 月 1 日以降の利用から値下げ、割引いたします。

ご不明な点がございましたら、当センター2階施設利用受付までお問い合わせください。

お問い合わせ先:052-962-2511

以上

公 告

愛知県女性総合センター条例（平成8年愛知県条例第1号）第5条第4項の規定に基づき、愛知県女性総合センターの平成28年4月1日以後の利用から適用される利用料金の額を次のように承認した。

平成28年3月2日

愛知県知事 大村 秀章



1 ホール、会議室等、視聴覚室、実習室、運動施設、宿泊室及び駐車場の利用料金

利用料金の名称	区分	単位	通常 利用料金の額 (単位：円)	月曜日 利用料金の額 (単位：円)	
ホール 利用料金	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	28,100	25,300	
		午後	37,600	33,900	
		夜間	37,600	33,900	
		全日	93,200	83,900	
		時間外30分につき（午前9時前）	9,300	9,300	
		時間外30分につき（午後9時以後）	12,400	12,400	
		その他の場合	午前	42,500	38,300
	午後	56,800	51,200		
	夜間	56,800	51,200		
	全日	140,800	126,800		
	時間外30分につき（午前9時前）	14,000	14,000		
	時間外30分につき（午後9時以後）	18,800	18,800		
	会議室等 利用料金	大会議室 女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	18,900	17,100
			午後	25,300	22,800
夜間			25,300	22,800	
全日			62,900	56,700	
時間外30分につき（午前9時前）			6,200	6,200	
時間外30分につき（午後9時以後）			8,300	8,300	
その他の場合			午前	31,200	28,100
午後			41,600	37,500	
夜間			41,600	37,500	
全日			103,400	93,100	
時間外30分につき（午前9時前）			9,300	9,300	
時間外30分につき（午後9時以後）			12,500	12,500	
特別会議室 女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合			午前	7,000	7,000
			午後	9,400	9,400
		夜間	9,400	9,400	
		全日	23,400	23,400	
		時間外30分につき（午前9時前）	3,100	3,100	
		時間外30分につき（午後9時以後）	3,100	3,100	
		その他の場合	午前	10,600	10,600
午後		14,100	14,100		
夜間		14,100	14,100		
全日	35,000	35,000			
時間外30分につき（午前9時前）	4,700	4,700			
時間外30分につき（午後9時以後）	4,700	4,700			

会議室等
利用料金

第一会議室 又は第三会 議室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	2,600	2,400	
		午後	3,400	3,100	
		夜間	3,400	3,100	
		全日	8,900	8,100	
		時間外30分につき（午前9時前）	800	800	
		時間外30分につき（午後9時以後）	1,100	1,100	
		その他の場合	午前	3,900	3,600
	午後	5,200	4,700		
	夜間	5,200	4,700		
	全日	13,300	12,000		
	時間外30分につき（午前9時前）	1,200	1,200		
	時間外30分につき（午後9時以後）	1,600	1,600		
	第二会議室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	800	700
			午後	1,100	1,000
夜間			1,100	1,000	
全日			2,700	2,500	
時間外30分につき（午前9時前）			300	300	
時間外30分につき（午後9時以後）			400	400	
その他の場合			午前	1,200	1,100
午後		1,500	1,400		
夜間		1,500	1,400		
全日		4,000	3,600		
時間外30分につき（午前9時前）		400	400		
時間外30分につき（午後9時以後）		500	500		
第四会議室 又は第五会 議室		女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	4,700	4,300
			午後	6,200	5,600
	夜間		6,200	5,600	
	全日		15,700	14,200	
	時間外30分につき（午前9時前）		1,500	1,500	
	時間外30分につき（午後9時以後）		1,900	1,900	
	その他の場合		午前	7,000	6,300
	午後	9,400	8,500		
	夜間	9,400	8,500		
	全日	23,700	21,400		
	時間外30分につき（午前9時前）	2,300	2,300		
	時間外30分につき（午後9時以後）	3,000	3,000		
	第六会議室 又は第七会 議室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	4,000	3,600
			午後	5,400	4,900
夜間			5,400	4,900	
全日			13,800	12,500	
時間外30分につき（午前9時前）			1,300	1,300	
時間外30分につき（午後9時以後）			1,700	1,700	
その他の場合			午前	6,200	5,600
午後		8,300	7,500		
夜間		8,300	7,500		
全日		20,700	18,700		
時間外30分につき（午前9時前）		1,900	1,900		
時間外30分につき（午後9時以後）		2,700	2,700		

会議室等
利用料金

第一研修室 又は第二研 修室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	3,300	3,000
		午後	4,500	4,100
		夜間	4,500	4,100
		全日	11,500	10,400
		時間外30分につき（午前9時前）	1,100	1,100
		時間外30分につき（午後9時以後）	1,400	1,400
	その他の場合	午前	5,100	4,600
		午後	6,800	6,200
		夜間	6,800	6,200
		全日	17,200	15,500
		時間外30分につき（午前9時前）	1,600	1,600
		時間外30分につき（午後9時以後）	2,200	2,200
第三研修室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	1,800	1,700
		午後	2,400	2,200
		夜間	2,400	2,200
		全日	6,200	5,600
		時間外30分につき（午前9時前）	600	600
		時間外30分につき（午後9時以後）	800	800
	その他の場合	午前	2,700	2,500
		午後	3,700	3,400
		夜間	3,700	3,400
		全日	9,300	8,400
		時間外30分につき（午前9時前）	900	900
		時間外30分につき（午後9時以後）	1,200	1,200
第四研修室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	1,900	1,800
		午後	2,600	2,400
		夜間	2,600	2,400
		全日	6,800	6,200
		時間外30分につき（午前9時前）	600	600
		時間外30分につき（午後9時以後）	800	800
	その他の場合	午前	3,000	2,700
		午後	4,000	3,600
		夜間	4,000	3,600
		全日	10,300	9,300
		時間外30分につき（午前9時前）	1,000	1,000
		時間外30分につき（午後9時以後）	1,200	1,200
第五研修室	女性団体が利用する場合及び女性 の活躍企業等が男女共同参画社会 の形成の促進に関して行う活動の ために利用する場合	午前	3,400	3,100
		午後	4,700	4,300
		夜間	4,700	4,300
		全日	11,900	10,800
		時間外30分につき（午前9時前）	1,100	1,100
		時間外30分につき（午後9時以後）	1,400	1,400
	その他の場合	午前	5,200	4,700
		午後	7,200	6,500
		夜間	7,200	6,500
		全日	18,000	16,200
		時間外30分につき（午前9時前）	1,700	1,700
		時間外30分につき（午後9時以後）	2,300	2,300

会議室等 利用料金	第六研修室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	3,800	3,500	
			午後	5,100	4,600	
			夜間	5,100	4,600	
			全日	13,000	11,700	
			時間外30分につき（午前9時前）	1,200	1,200	
			時間外30分につき（午後9時以後）	1,600	1,600	
			その他の場合	午前	5,800	5,300
				午後	7,800	7,100
				夜間	7,800	7,100
				全日	19,600	17,700
				時間外30分につき（午前9時前）	1,800	1,800
				時間外30分につき（午後9時以後）	2,500	2,500
	第一日本間 又は第二日本間	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	1,400	1,300	
			午後	1,900	1,800	
			夜間	1,900	1,800	
			全日	4,900	4,500	
			時間外30分につき（午前9時前）	500	500	
			時間外30分につき（午後9時以後）	600	600	
		その他の場合	午前	2,200	2,000	
			午後	2,800	2,600	
			夜間	2,800	2,600	
			全日	7,400	6,700	
			時間外30分につき（午前9時前）	700	700	
			時間外30分につき（午後9時以後）	900	900	
視聴覚室 利用料金	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	3,400	3,100		
		午後	4,500	4,100		
		夜間	4,500	4,100		
		全日	11,300	10,200		
		時間外30分につき（午前9時前）	1,300	1,300		
		時間外30分につき（午後9時以後）	1,800	1,800		
	その他の場合	午前	5,100	4,600		
		午後	6,800	6,200		
		夜間	6,800	6,200		
		全日	17,000	15,300		
		時間外30分につき（午前9時前）	2,100	2,100		
		時間外30分につき（午後9時以後）	2,700	2,700		
実習室 利用料金	創作実習室	専用利用 女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	3,200	3,200	
			午後	4,300	4,300	
			夜間	4,300	4,300	
			全日	10,800	10,800	
			時間外30分につき（午前9時前）	1,300	1,300	
			時間外30分につき（午後9時以後）	1,700	1,700	
			その他の場合	午前	4,800	4,800
				午後	6,400	6,400
				夜間	6,400	6,400
				全日	16,200	16,200
				時間外30分につき（午前9時前）	1,900	1,900
				時間外30分につき（午後9時以後）	2,600	2,600
		一般利用	一人二時間につき	100	100	

実習室 利用料金	料理実習室	専用利用	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	2,300	2,300
				午後	3,200	3,200
				夜間	3,200	3,200
				全日	8,000	8,000
				時間外30分につき（午前9時前）	1,000	1,000
				時間外30分につき（午後9時以後）	1,300	1,300
			その他の場合	午前	3,600	3,600
				午後	4,800	4,800
				夜間	4,800	4,800
				全日	12,000	12,000
				時間外30分につき（午前9時前）	1,400	1,400
				時間外30分につき（午後9時以後）	1,900	1,900
			一般利用	一人二時間につき	100	100
	音楽実習室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	午前	2,600	2,600	
			午後	3,600	3,600	
			夜間	3,600	3,600	
			全日	9,100	9,100	
時間外30分につき（午前9時前）			1,100	1,100		
時間外30分につき（午後9時以後）			1,400	1,400		
その他の場合			午前	4,000	4,000	
			午後	5,300	5,300	
			夜間	5,300	5,300	
			全日	13,300	13,300	
時間外30分につき（午前9時前）	1,600	1,600				
時間外30分につき（午後9時以後）	2,200	2,200				
運動施設 利用料金	第一フィットネス室又は第二フィットネス室		二時間につき	3,300	3,300	
宿泊室 利用料金	和室	一人利用	一泊につき	4,100	4,100	
		二人利用	一人一泊につき	3,700	3,700	
		三人利用	一人一泊につき	3,500	3,500	
		四人利用	一人一泊につき	2,900	2,900	
	洋室A	一人利用	一泊につき	4,800	4,800	
		二人利用	一人一泊につき	3,800	3,800	
	洋室B	一人一泊につき	4,400	4,400		
駐車場 利用料金			一台三十分につき	200	200	

備考 この表において、「女性団体」とは女性問題に対する意識の向上及び女性のあらゆる分野における活動への参画の促進を図ることその他女性の社会的文化的活動を主たる目的とする県内に所在する団体を、「女性の活躍企業等」とは県内に所在する企業その他の事業者のうち女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組むものとして知事が認めるものを、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までを、「夜間」とは午後六時から午後九時までを、「全日」とは午前九時から午後九時までを、「時間外」とは午前九時前及び午後九時以後をいう。

2 附属設備の利用料金

利用料金の名称	区分			単位	利用料金の額 (単位円)	備考			
附属設備利用料金	ホール附属設備	照明装置	Aセット 客席、第1、第2及び第3サスペンションライト一式 第1及び第2ボーダーライト一式 アッパーホリゾントライト一式 フットライト一式 ローアホリゾントライト一式 床置ライト一式 フロントサイドスポットライト一式 シーリングスポットライト一式	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	12,300	カラーフィルター及び種板は含まない。		
				その他の場合	1回一式につき	18,400			
			Bセット 客席、第1、第2及び第3サスペンションライトのうち20個以下並びに第1及び第2ボーダーライト一式又は天井反射板ライト一式 シーリングスポットライト一式	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	6,100			
				その他の場合	1回一式につき	9,100			
			音響関係附属設備	ワイヤレスマイクロホン	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回1チャンネルにつき		1,100	電池は含まない。
					その他の場合	1回1チャンネルにつき		1,600	
		マイクロホン		女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回3本を超える1本につき	600			
				その他の場合	1回3本を超える1本につき	900			
		映像関係附属設備	35ミリ映写機	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	7,000			
				その他の場合	1回一式につき	10,400			
			35ミリ及び16ミリ兼用型映写機	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	7,000			
				その他の場合	1回一式につき	10,400			
			スライド映写機	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	1,000			
				その他の場合	1回一式につき	1,400			
オーバーヘッドプロジェクター	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	800						
	その他の場合	1回一式につき	1,100						

ピアノ	フルコンサート	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回1台につき	9,300	調律料は含まない。
		その他の場合	1回1台につき	13,900	
	セミコンサート	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回1台につき	3,300	
		その他の場合	1回1台につき	5,100	
	電子オルガン	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回1台につき	3,300	
		その他の場合	1回1台につき	5,100	
その他の 附属設備	ワイヤレスマイクロホン	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回1チャンネルにつき	1,100	電池は含まない。
		その他の場合	1回1チャンネルにつき	1,600	
	マイクロホン	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回3本を超える1本につき	600	
		その他の場合	1回3本を超える1本につき	900	
	テープレコーダー	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	1,100	テープは含まない。
		その他の場合	1回一式につき	1,600	
	コンパクトディスクプレーヤー	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	1,100	
		その他の場合	1回一式につき	1,600	
	ビデオテープレコーダー	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	800	
		その他の場合	1回一式につき	1,100	
	16ミリ映写機	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	3,800	
		その他の場合	1回一式につき	5,800	
	スライド映写機	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	1,000	
		その他の場合	1回一式につき	1,400	
	ビデオプロジェクター	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	800	
		その他の場合	1回一式につき	1,100	
	オーバーヘッドプロジェクター	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回一式につき	800	
		その他の場合	1回一式につき	1,100	
ピアノ	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動のために利用する場合	1回1台につき	1,100		
	その他の場合	1回1台につき	1,600		

備考 この表において、「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後9時まで）の各1回をいう。

3 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合の利用料金の加算額

1キロワット1時間につき 40円

4 経過措置

この利用料金の額の適用日前（平成28年3月31日）までに利用の申込みを行っている次の施設を利用する場合にあっては、平成28年度の利用に限り、従前の利用料金の額とする。

利用料金の名称	区分		単位
会議室等 利用料金	大会議室	その他の場合	午前（通常利用（月曜日以外））
			午後（通常利用（月曜日以外））
			夜間（通常利用（月曜日以外））
			全日（通常利用（月曜日以外））
宿泊室 利用料金	和室	一人利用	一泊につき
		二人利用	一人一泊につき
		三人利用	一人一泊につき
		四人利用	一人一泊につき
	洋室A	一人利用	一泊につき
		二人利用	一人一泊につき
	洋室B		一人一泊につき